

地方創生の推進に関する提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、少子化への対応や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、複数の関係省庁が連携して実効性のある取組を進められる環境を整備し、早急に実施すること。
- (2) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (3) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (4) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (5) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (6) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な普及活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可

能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

(2) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。

(3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

(4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもに対する保育士の加配等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(5) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子どもの対象年齢に関わらず減額措置を全面的に廃止すること。

(7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

(8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及

び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (10) 復職支援等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。
- (11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。
- (13) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

- (14) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- (15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (16) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

3. 東京圏一極集中の是正

- (1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
- (2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。
また、移転に伴う負担を地方に求めないこと。
- (3) 若者の地方就職や「生涯活躍のまち」構想など地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J I ターンを促進すること。
- (4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実するこ

と。

- (5) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資する奨学金制度とすること。

- (6) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

- (7) 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

- (8) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。

また、過疎地域等における各種施策が円滑に実施できるよう財政負担の一層の軽減を図ること。

- (9) 離島・半島における地域振興及び定住促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

- (10) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、港湾を核とした観光振興に資する取組を推進すること。

- (11) 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。

- (12) 参議院選挙制度について速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築すること。

4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業

に対し、財政措置を講じること。

- (2) 地域経済循環創造事業交付金について、補助率の引き上げ等制度の拡充を図ること。
- (3) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸等を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
- (4) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等に対する創業促進に資する支援策を拡充するなど、雇用創出に向けた施策を推進すること。
- (5) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。
また、U J I ターンによる就業を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組に対する支援を行うこと。
- (6) サテライトオフィスの地方誘導策や在宅勤務の普及を図るなど、働き方改革の着実な推進を図ること。
- (7) 企業の本社機能等の地方分散を促進するため、雇用促進税制における雇用者数等の要件緩和を行うこと。
- (8) 経営所得安定対策を充実強化するため、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重すること。
- (9) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。
また、農業次世代人材投資事業の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を充実すること。
- (10) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。
- (11) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (12) 中山間地域や「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。
- (13) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び

処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

(14) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利活用拡大に係る施策を推進すること。

(15) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(16) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

(17) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

(18) 各地の浜プラン策定はもとより、同プランに位置付けられた取組を着実に実施できるよう強力に支援するとともに、漁家の収入向上や経営体の育成・確保、6次産業化推進に資する支援を充実強化すること。

(19) 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。

(20) コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体の施策に対し、積極的に支援すること。

(21) 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、法人制度のあり方を検討すること。

(22) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(23) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう環境整備を推進すること。

特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する受入環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

(24) 「住宅宿泊事業法」に基づき、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよ

う制度設計を行うこと。

- (25) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進するため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する総合的な地域づくりであり、関係機関との連携が必要不可欠であることから、関係機関へ本来の趣旨を周知徹底すること。

また、地域支援事業に位置付けられた包括的支援事業について、地域の実情に応じた財政支援を講じること。

特に、認知症施策の推進については、認知症疾患医療センターを地域の実情に応じて設置できるよう、財政措置を拡充すること。また、在宅医療・介護連携推進事業については、ICTを活用した情報共有ツールの運用を促進するため、安定的な財政措置を講じること。

- (2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備及び地域の医療情報連携ネットワークシステムの充実のための安定的な財政措置を講じること。

- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (5) 都市自治体が単独で実施している各種医療費助成について、国において早期に制度化するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

- (6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

- (7) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、維持・管理に係る技術的知見不足など都市自治体が抱える諸課題について、適切に対応すること。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充すること。

- (8) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

- (9) 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

- (10) 国鉄の分割・民営化に際し、J R北海道等は、営業損益で赤字が生ずることが見込まれたことから、経営安定基金が設置され、その運用益をもって営業損失を補填することとされた。

しかし、分割・民営化から30年が経過した今、同基金のこの間の運用益は当初の想定に比し大幅に減少し、J R北海道等は大変厳しい経営状況に立ち至っている。

このため、安全投資等を十分に行うことができず、さらに、人口減少等により、利用客の減少に歯止めがかからないなど、その経営はますます厳しいものとなっている。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤となるJ Rの全国鉄道網を維持するため、J R北海道等の経営再建に向けて、積極的な支援を行うこと。

- (11) 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

- (12) 地域住民の安全確保等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行に要する費用など、解体・除去に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家対策を積極的に支援すること。

また、空き家等の流通・利活用を推進するとともに、税制の特例措置を拡充するなど発生抑制に資する施策を積極的に推進すること。

- (13) 所有者を特定することが困難な土地については、公共事業や農地・林地の集約化等の阻害要因となっていることから、地域の実情に応じた適切な利用や管理ができるよう必要な法整備を図ること。
- (14) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保するとともに、対象要件の緩和など支援措置を拡充すること。
- (15) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードの地域間またぎ利用を可能とするなど利用環境改善に向け、関係機関に働きかけること。
- (16) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (17) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体が独自に実施する公共交通施策に財政措置を講じること。
- (18) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。

6. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

- (1) 機運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への支援を行うとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組を制度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。
- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 文化プログラムの実施について、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、文化財を観光資源として活用した事業や、文化芸術振興・教育振興等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設等の整備について、財政支援の拡充を図ること。
- (5) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。

- (6) ホストタウン推進のため、来日する選手等との交流についての情報提供等の支援を行うとともに、事前キャンプのための施設整備や国際交流に係る経費等について、財政支援を拡充すること。

7. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の継続を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 合併特例債については、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。